

4

小郡市の都市整備方針
(全体構想)

4章 小郡市の都市整備方針（全体構想）

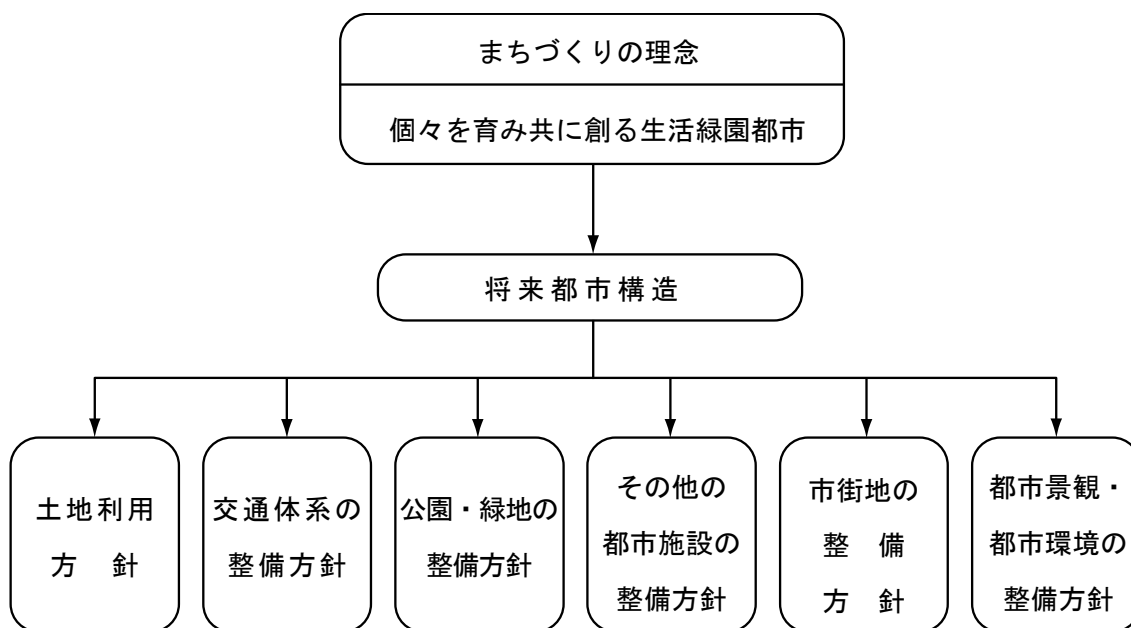
4-1 都市整備方針について

「個々を育み共に創る生活緑園都市」という理念のもと、概ね20年後の将来へ向けたまちづくりを行うための整備方針を定めます。

整備方針は、小郡市全体の基本的な都市構造を明らかにした「将来都市構造図」を基本とし、

- ① 計画的な土地利用を進める「土地利用方針」
- ② 都市機能を支える「交通体系の整備方針」
- ③ 豊かな生活環境を整える「公園・緑地の整備方針」
- ④ 市民の生活基盤を支える「その他の都市施設の整備方針」
- ⑤ 地域特性をより活かす「市街地の整備方針」
- ⑥ 豊かな地域資源を活用していく「都市景観・都市環境の整備方針」

の6つの方針によって構成されます。



4-2 土地利用方針

(1) 市全体の土地利用構成

本市の土地利用状況は、西鉄天神大牟田線に沿った市街地と宝満川流域に広がる農地、花立山や北部丘陵地の山林部に大きく区分できます。

法的土地利用規制では、都市計画区域として市域全体が指定され、市街化区域が16.6%あり、その約95%が住宅系用途となっております。

商業系用途については、小郡駅前を中心に各駅に設定されていますが、大規模店舗はなく、地元密着型の個人商店が主体となっております。

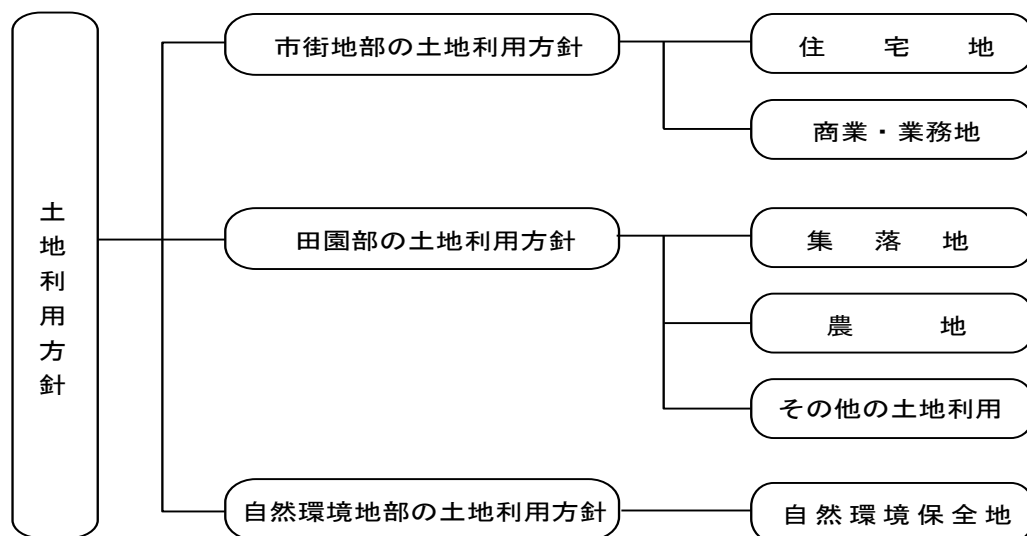
しかしながら、近年の消費者のニーズや動向に伴い、平成25年に大型商業施設が市街化調整区域に立地しました。

また、工業系用途は、宝満川浄化センターの準工業地域のみとなっております。

近年、市街化区域の未利用地については減少傾向にあり、なお且つある一定規模の未利用地については、ほとんどない状況となっております。そのため、今後の工業等のある一定規模の土地利用については、市街化調整区域における地区計画制度の活用を行っていきます。

また、市街化調整区域の大部分は、農業振興地域に指定され、集落や緑地等を除く概ね半分が農用地区域となっております。

今後も、大きな枠組みとしての市街化区域、市街化調整区域の継続を基本としながら、都市部では、公共交通軸を加えたまちづくりを推進していくため、鉄道駅を中心とした拠点性の向上を図るとともに、郊外部では既存集落の維持・活性化を推進していくため、森林・農地の保全に配慮しながら、地区計画制度を活用した土地利用転換を含めた計画的な土地利用を図ります。



(2) 市街地部の土地利用方針

基本方針	
市街地部 全体	<ul style="list-style-type: none"> ○主要な交通結節点である鉄道駅を中心に、住宅・商業・業務・福祉・文化等の様々な都市機能を有機的にネットワークする市街地形成を促進し、多様な世代によるコミュニティの形成と賑わいのある拠点市街地の形成を推進します。
住宅地	<ul style="list-style-type: none"> ○北部の小郡・筑紫野ニュータウン地区、及び周辺地区については、低層、低密度な住宅地を配置し、今後とも良好な住環境整備に努めます。 ○鉄道駅周辺地区については、計画的な都市基盤整備により、良好な住環境形成に努めます。 ○市街化区域内の低・未利用地については、都市における防災機能や緑地保全機能などを考慮しつつ、周辺の土地利用との調和を図りながら、宅地などへの計画的な転換を推進します。 ○主要幹線道路沿いについては、用途地域の見直し検討を図ります。
商業 業務地	<ul style="list-style-type: none"> ○大保地区周辺地域は、大規模商業機能が配置されたことにより、商業の拠点づくりを推進します。また、都市的土地利用を図るために、区域区分の見直しに際し、市街化区域への編入を行います。 ○小郡駅周辺地域については、通勤・通学の乗降客及び地域住民の生活に密着した商業の充実を図ります ○三国が丘駅周辺地域については、本市のサブ拠点として商業、医療及び福祉機能の集積を図り、消費者ニーズに対応した魅力的で賑わいのある商業地形成に努めます。 ○西鉄三沢駅、大保駅及び津古駅周辺の地域は、地域生活の中心として賑わいのある商業地形成に努め、地域住民の生活の向上を図ります。

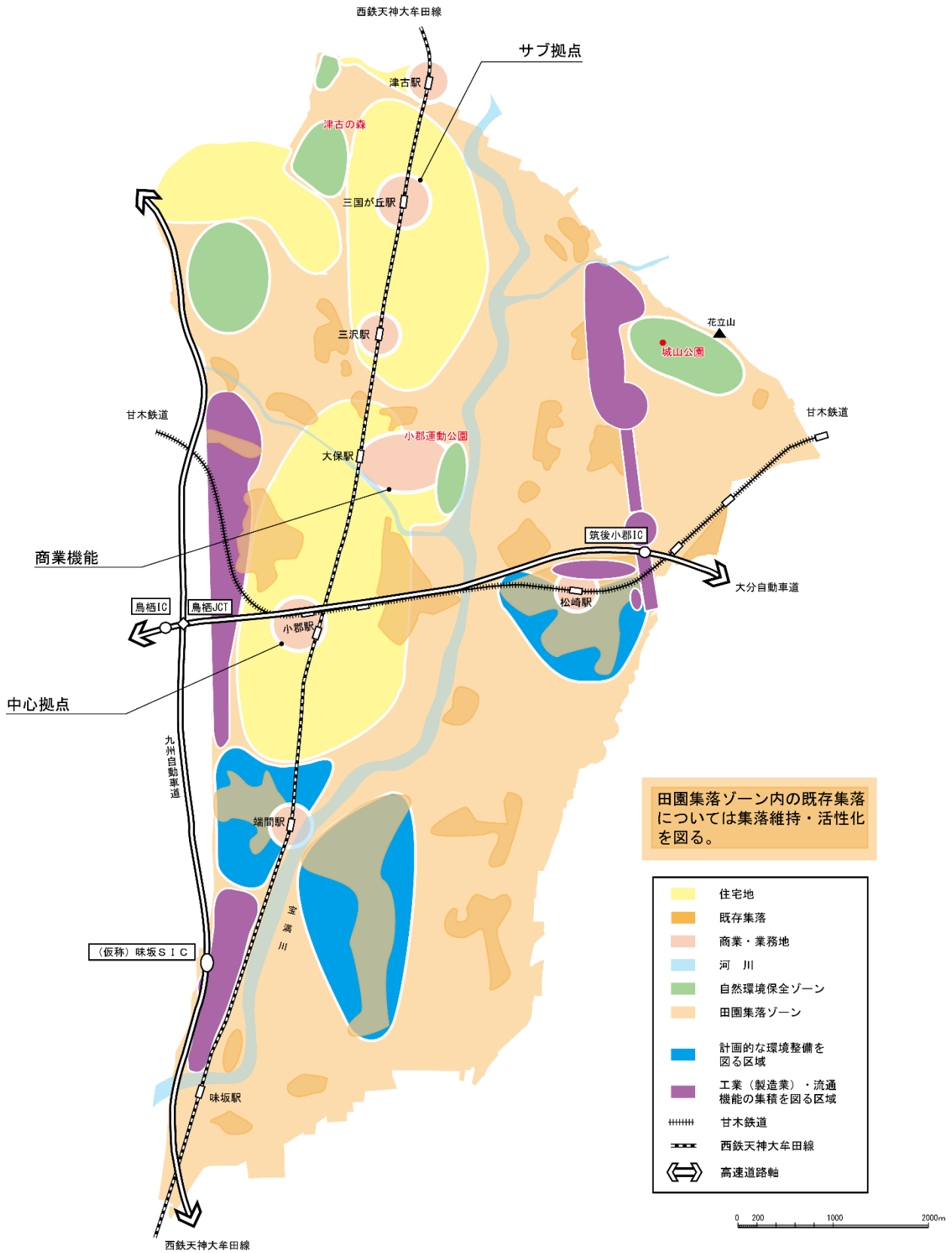
(3) 田園部の土地利用方針

基本方針	
集落地	<p>○宝満川右岸地域は、唯一市街化区域を囲む地域となっており、市街化区域縁辺部では市街化区域内と一体的な生活圏を営む集落も存在しており、集落の維持に向けた適切な土地利用のコントロールを図り、併せて定住人口を増加するための一定程度の生活利便施設などの立地を検討する必要があります。本地域の全地区において、人口減少が見られ特に年少人口の減少が著しいが、高齢者人口は増加傾向が見られ、高齢者に対応する住環境の整備を図る必要性があります。</p> <p>○立石地域は、宝満川左岸の北側に位置し筑後小郡 I.C や主要地方道久留米筑紫野線といった交通条件に恵まれるものの、多くの集落で人口減少が進み集落活力の維持ひいては後継者不足による営農環境の維持が問題となっており、集落の活力維持にむけた環境整備が求められています。そのため、都市計画制度等を活用して、集落の維持活性化及び生活利便施設の拡充を図る必要があります。</p> <p>○宝城地域は宝満川左岸の南側に位置し、地域内のほとんどの地区で人口減少傾向にあり、集落活力の維持ひいては後継者不足による営農環境の維持が問題となっており、集落の活力維持にむけた環境整備が必要となっています。</p>
農地	<p>○土地改良区においてはほ場整備等の基盤整備を行った農地については、集团的優良農地として保全に努めます。</p>
その他の土地利用	<p>○筑後小郡 I.C 周辺の上岩田工業団地ならびに主要地方道久留米筑紫野線、及び本市西部の工業・流通集積地は、農業との調整を図りつつ、今後とも計画的な企業の誘導を図るなど、周辺環境と調和しながら、今後とも計画的な土地利用を図ります。</p> <p>○広域的な交通処理を担う主要な幹線道路（国道 500 号、原田駅東福童線等）の沿道部については、交通利便性を活かした沿道施設等だけでなく、周辺居住者のための商業施設等についても、上位計画等の整合性を図りながら周辺環境に配慮しつつ沿道系施設の適性な誘導を図ります。</p> <p>○久留米地方拠点都市地域基本計画において、拠点地区と位置付けられている「小郡リバーパーク拠点地区」、「小郡マイタウン</p>

	<p>拠点地区」に含まれる西鉄端間駅周辺、並びに既存集落周辺地区については、地区計画制度や都市計画法第 34 条の開発許可制度適用により、地域に必要な生活利便施設の配置を図るとともに、良好な住環境の形成、集落活力の向上及び地理的特性を活かした土地利用を推進します。</p> <p>○（仮称）味坂スマートインターチェンジ周辺地域は、整備に伴って開発圧力が高まることから、無秩序な開発を抑止しつつ、計画的かつ立地ポテンシャルを活かした適切な土地利用を推進します。</p> <p>○本市に存する地域資源及び観光資源を活用するとともに、農商工との連携を図りながら特色あるまちづくりを進めるために、新たな土地利用及び施設の誘導を図ります。</p>
--	--

(4) 自然環境地部の土地利用方針

基本方針	
<p>自然環境 保全地</p>	<p>○市街地内の都市環境保全のため、樹林、ため池の保全に努めるとともに、遺跡等の歴史的資源についても草地、樹林地として適切に管理することで市街地内の緑空間の確保に努めます。</p> <p>○市街化調整区域においては、北東部に位置する花立山一帯や本市中央部を流れる宝満川、また北西部の遺跡が散在する丘陵台地など、都市景観・都市環境上極めて良好な風致景観を備えた自然地については、積極的にその保全を図ります。</p>



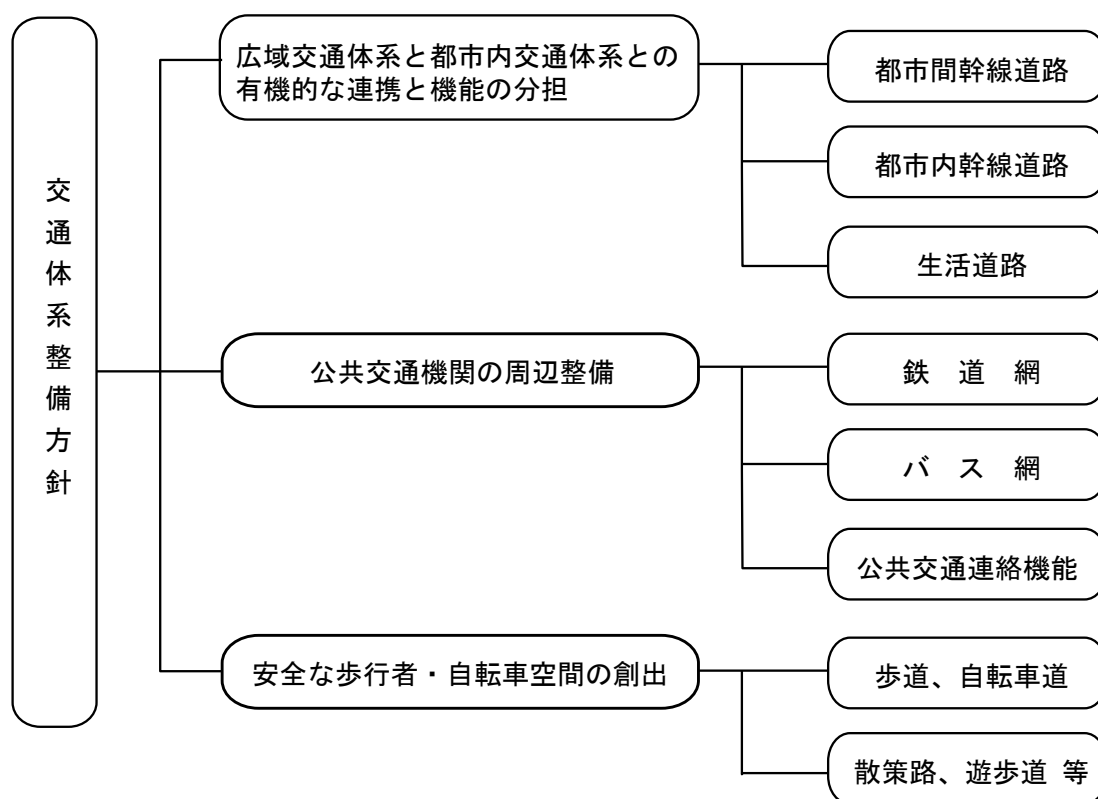
▲ 土地利用方針図

4-3 交通体系の整備方針

(1) 市全体の交通体系方針

本市の広域的な道路網としては、2本の高速道路の他に、一般国道500号が東西軸として、また、主要地方道久留米筑紫野線が南北軸として配置されており、これらを利用する広域交通需要は増大傾向にあります。このため、広域交通網と都市内交通との有機的な連携を図り、幹線道路から区画道路に至るまで体系的に調和のとれた道路網の整備による南北市街地連絡軸、東西市街地連絡軸の形成を図ります。

また、本市の公共交通機関として重要な役割を担う西鉄天神大牟田線、甘木鉄道の鉄道網は、主要な幹線道路と踏切による平面交差箇所が多いことから、都市機能の低下を招いています。このため、鉄道と道路の立体交差化事業を推進するなど、鉄道網と道路網との相互機能を高めるとともに、地域の分断解消を図ります。



(2) 広域交通体系と都市内交通体系との有機的な連携と機能の分担

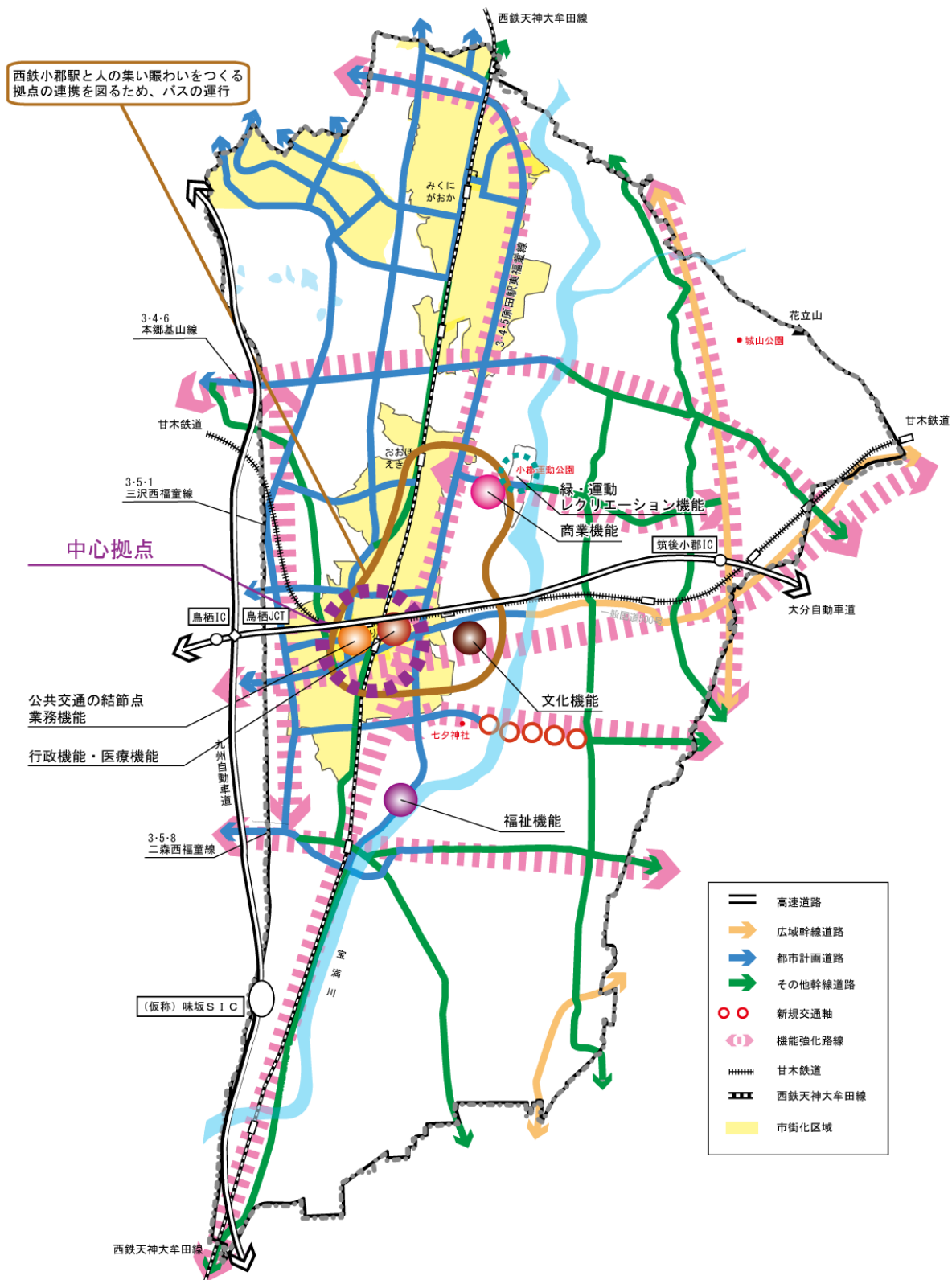
基本方針	
都市間幹線道路	<ul style="list-style-type: none"> ○交通渋滞を緩和し、良好な交通環境を確保するために、流通業務関連交通等の当地域の発生交通、通過交通の効率的な処理を目指した都市間幹線道路の整備促進を図ります。 ○本市の広域幹線道路である主要地方道久留米筑紫野線の4車線化を早期完成させます。 ○本市の根幹的道路である一般国道500号に関しては、周辺土地利用を勘案しながら、幹線機能確保に向け、国・県等への要望を行っていきます。
都市内幹線道路	<ul style="list-style-type: none"> ○都市計画道路の整備を促進し、都市内幹線道路網（ラダー型道路網）を構築することによって、将来的な交通需要増への対応を行っていきます。 ○都市内幹線道路網の基軸となる都市計画道路原田駅東福童線・三沢西福童線・二森西福童線の早期完成を図り、分断されている市街地間の連絡性向上を図ります。 ○幹線道路整備と併せて、街路樹やサインの整備を促進し、魅力ある都市景観の創出を図ります。
生活道路	<ul style="list-style-type: none"> ○生活環境の向上を目指し、市民利用が主体となる補助幹線道路、及び各住宅からの接続道路の整備を図ります。 ○補助幹線道路は、交通渋滞や事故発生状況など地区の実情に応じ、右折レーンの設置や歩道整備等による歩行者の安全性向上を図ります。 ○生活道路に関しては、幅員の狭い道路の改良や防犯灯の増設、側溝蓋の敷設などを進め、歩行者の安全性確保に努めます。

(3) 公共交通機関の周辺整備

基本方針	
鉄道網	<p>○一般国道 500 号の踏切遮断時間を削減し、渋滞緩和を図るため、小郡駅で天神方面へ折り返す電車の折り返し位置を一般国道 500 号以南から以北へ変更するよう関係機関へ働きかけを行います。</p> <p>○西鉄小郡駅に関しては、東側周辺の面的整備の可能性について協議を行います。また、本市の顔として魅力ある駅前広場整備を検討します。</p> <p>○鉄道利用者数が多い駅や公共公益施設に近接している駅から順にバリアフリー化の促進に努めます。</p>
バス網	<p>○近年の路線バス廃止により生活交通手段確保のため導入されたコミュニティバスについて、利便性の向上を図ります。また、市内外各方面からの拠点への公共交通アクセスのため、多様な輸送形態の整備・導入を目指します。</p> <p>○高齢化社会に対応する公共交通の利便性向上に努めます。</p>
公共交通 連絡機能	<p>○西鉄・甘鉄小郡駅、及び高速バス停の各施設の連携を強化することによる利用者の利便性向上に努めます。</p>

(4) 安全な歩行者・自転車空間の創出

基本方針	
歩道 自転車道	<p>○都市間幹線、都市内幹線道路の整備に併せ、歩道の確保を図ります。</p> <p>○通学路を中心に防犯灯、信号、横断歩道の敷設等を進め、歩行者の安全性確保を図ります。</p>
散策路 遊歩道等	<p>○歩行者空間については、ネットワーク化を基本とし、緑の拠点である花立山や小郡運動公園等の有機的連携を図ります。</p> <p>○宝満川の河川敷に遊歩道を整備し、市民の憩いの場としての空間整備を図ります。</p>



▲ 交通体系の整備方針図

4-4 公園・緑地の整備方針

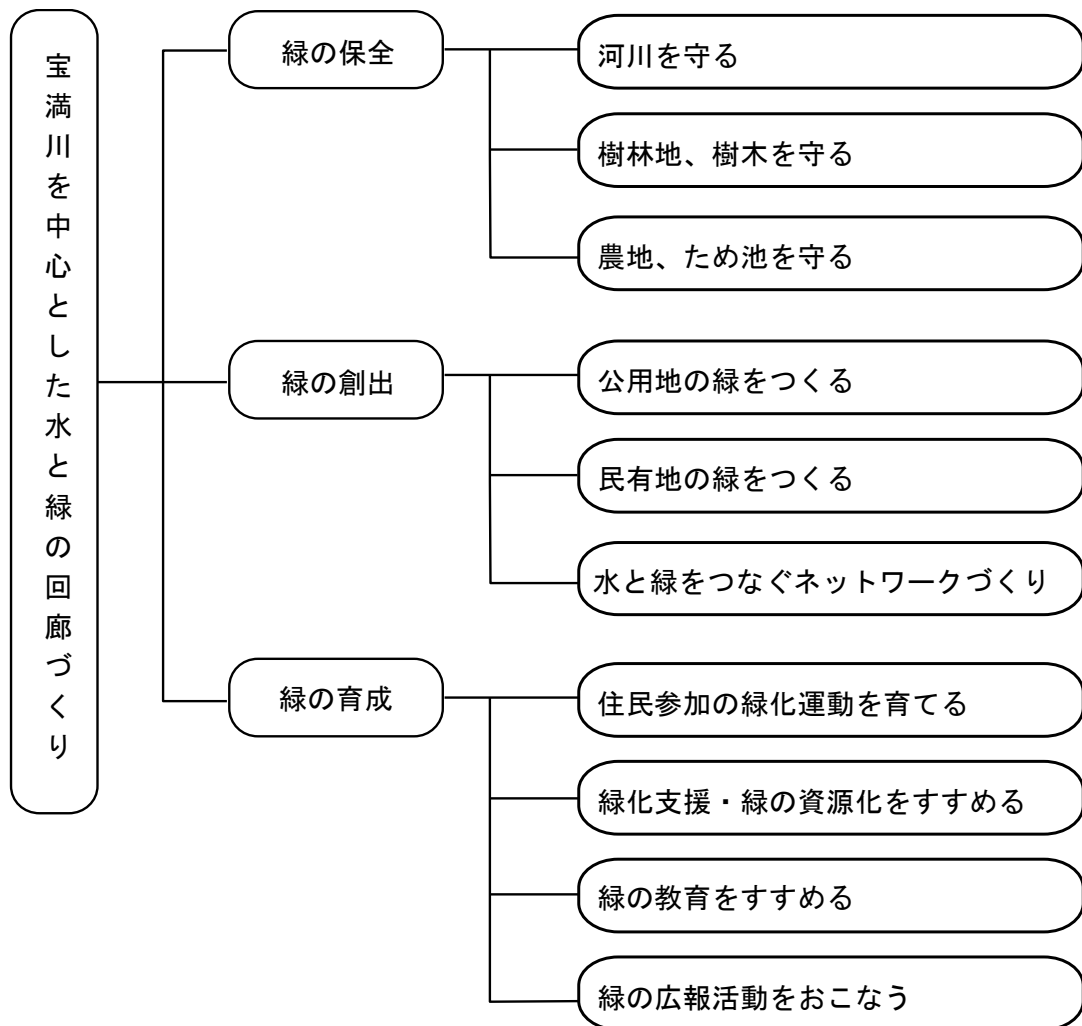
(1) 市全体の公園・緑地体系の整備方針

本市中央部を南北に流れる宝満川は小郡市のシンボルであり、市民の憩いの場を形成していることから、「宝満川を中心とした水と緑の回廊づくり」の形成を図ります。

そのために、宝満川を中心として主要な公園や公共施設、遺跡等をネットワーク（回廊化）することにより、自然・歴史に親しみながら快適に暮らすことのできる健康で緑あふれるまちづくりの推進を図ります。

また、宝満川やため池等の水辺、花立山・津古の森などの森林、街路樹の緑を一体的な環境として、整備・保全を図ります。

さらに、市民、企業、行政が一体となって、花と緑あふれる、安心して暮らせるまちづくりの推進を図ります。



(2) 緑の将来目標量

1) 都市公園の将来確保目標量

都市公園の将来確保目標量は、基準年次を平成12年とし、中間年次を10年後の平成22年度、目標年次を20年後の平成32年度とし、都市計画区域人口1人あたりの都市公園面積20.0m²の確保を目指します。

年次	平成12年 (基準年次)	平成17年	平成22年 (中間年次)	平成32年 (目標年次)
都市計画区域人口	54,583人	58,329人	62,200人	61,000人
1人あたりの都市公園面積	6.1m ²	6.5m ²	12.1m ²	20.0m ²

※長期的な整備水準については、緑の政策大綱（H6建設省）を参考に設定しています。

2) 緑の将来確保目標量

今後も市街化の進展などにより、緑の減少は避けられないことが予想されます。

そこで、今ある緑については、風致地区の指定を行うなど、緑の永続性についての制度化を図るとともに、地域住民による緑化活動や行政の緑化支援事業などによって、緑の拡大を図ります。

市民、行政、企業のパートナーシップのもと、緑の総量を増やし、緑あふれるまちづくりの推進を図る上で、以下の目標水準を設定します。

◆ 市街化区域

平成14年現況
173.2ha (約23%)



平成32年目標
226.8ha (約30%)

◆ 都市計画区域

平成14年現況
3,069.4ha (約68%)



平成32年目標
3,185ha (約70%)

※長期的な整備水準については、緑の政策大綱（H6建設省）を参考に設定しています。

(3) 緑の保全に関する方針

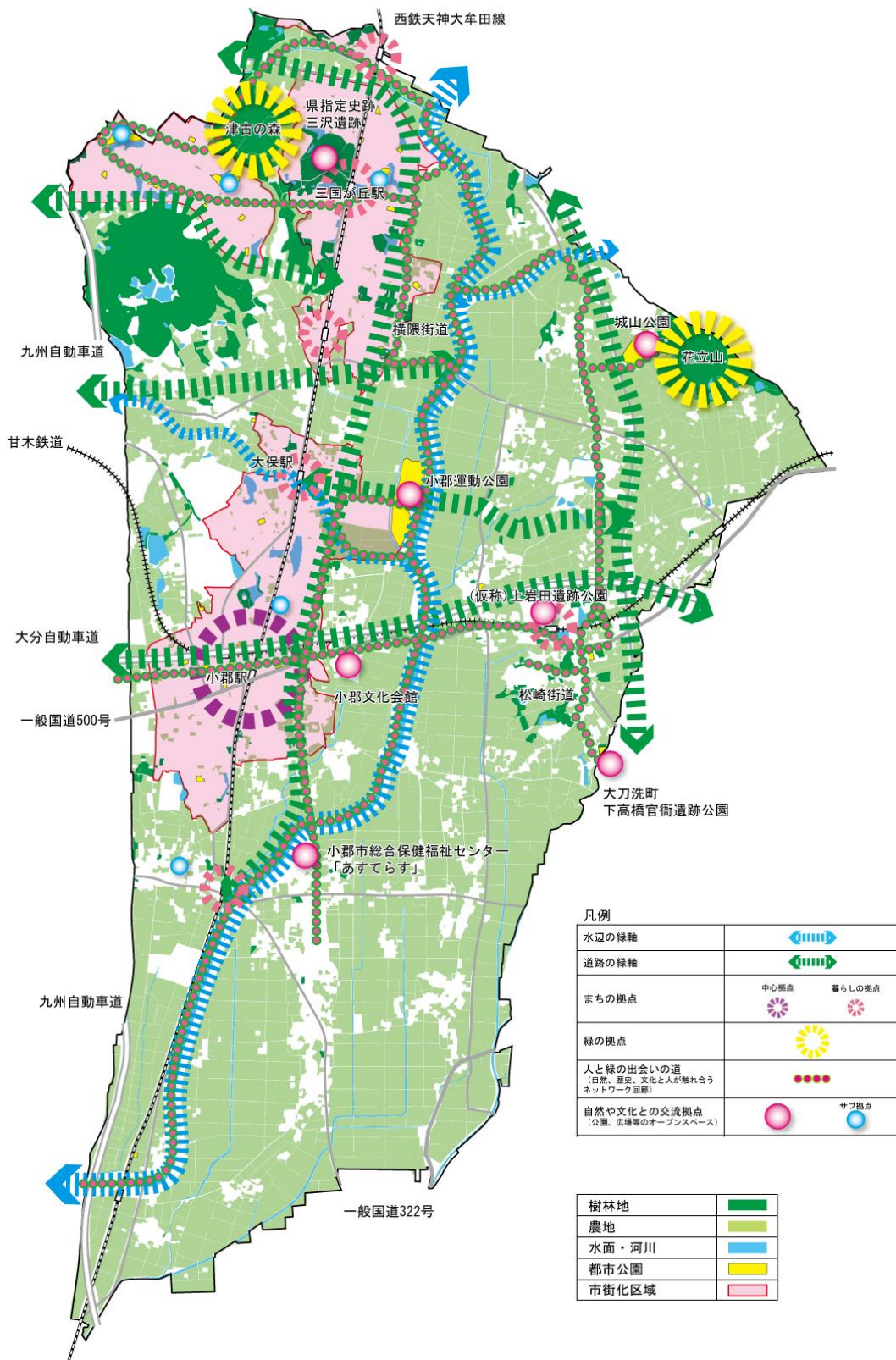
基本方針	
河川	<p>○宝満川については、宝満川河川環境整備基本計画（H7）等に基づき、遊歩道や親水空間の整備、緑化の推進、生態系に配慮した多自然型護岸整備等を行います。</p> <p>○宝満川沿いの緑地については、風致地区等の法指定の検討を行い、保全を図ります。</p>
樹林地、樹木	<p>○花立山や津古の森を中心とする北西の樹林地などの緑地については、宅地開発等の進行を抑制するために、早急な法制度の活用による保全を検討します。</p> <p>○花立山については、隣接する筑前町との連携により、一市一町による保全を検討します。</p> <p>○寺社林や屋敷林等の市街地の緑については、風致地区制度の活用を検討します。</p> <p>○大木や名木については、一定の基準を定めて保存樹に指定し、保全を図ります。</p>
農地、ため池	<p>○市街化区域内の農地については、良好な都市景観・緑地として保全を図ります。</p> <p>○市街化調整区域内の農地については、営農促進策等による適切な維持管理を検討し、保全の強化を図ります。</p> <p>○市内に点在するため池については、水質改善と生態系に配慮した整備、ため池の公園化等を検討します。</p> <p>○三国地域に位置する勝負坂堤、山道堤、中堤、井ノ浦堤、及びその周辺の緑地については、公園・都市緑地・風致地区・緑地保全地区としての保全を検討します。</p>

(4) 緑の創出に関する方針

基本方針	
公用地	<p>○筑後小郡簡保レクセンター跡地の緑豊かな歴史教育施設としての利活用や、小郡運動公園の防災機能整備や体育施設の充実を図るなどの検討を行います。</p> <p>○幹線道路には、騒音の低減や大気の浄化を図るために、緩衝緑地や植栽帯の整備を検討します。</p> <p>○公共施設については、既存の緑を活用しながら緑地の整備を図ります。</p>
民有地	<p>○住宅地については、緑豊かな生活環境を創出していくため、身近な緑の創出を促進し、快適な居住環境づくりを推進します。</p> <p>○商業地・工場地については、周辺地域の生活環境と調和した緑化空間の形成を推進します。</p>
水と緑のネットワーク化	<p>○花立山や津古の森など市内に点在する緑の拠点を宝満川の緑の軸を中心に、散策路や緑地帯などでネットワーク化し、レクリエーション機能の強化や景観の向上を図ります。</p>

(5) 緑の育成に関する方針

基本方針	
住民参加の緑化運動	<p>○コミュニティ事業による花立山の植林や宝満川堤防の花づくりなど、住民参加による緑化活動を推進します。</p> <p>○公園の整備や再整備等において、ワークショップ等の住民参加型の手法を用いた公園づくりを推進します。</p>
緑化の支援・緑の資源化	<p>○緑豊かな生活環境の形成を図るために、緑地協定の締結を奨励します。</p> <p>○住民との協働による緑のまちづくりを進めるため、緑地協定区域を推奨し、生垣づくりや壁面緑化等の支援を検討します。</p>
緑の教育	<p>○学校教育のなかで、子供達が体験することにより、緑の大切さや様々な機能について学べるような教育環境の整備を進めます。</p>
緑の広報活動	<p>○緑化に対する市民意識の高揚や緑化の普及を図るため、市の広報やホームページを活用した公園や緑化支援制度の紹介を行い、緑化の普及促進を図ります。</p>



▲ 公園・緑地の整備方針図

4—5 その他の都市施設の整備方針

(1) 下水道の整備方針

公共下水道は、近隣市町村と一体となって、宝満川流域と筑後川中流右岸流域の2つの流域下水道事業の関連公共下水道事業として整備を進めています。

平成27年度末において、公共下水道の事業計画全体計画面積約1,738haのうち、約1,179haを整備し、整備率は約68%、普及率は約92%となっています。

快適な生活環境の形成とあわせて、宝満川等の河川、ため池等の水質汚染を防止するために、今後とも公共下水道事業の積極的な整備を進めます。

1) 公共下水道の整備

宝満川流域関連公共下水道事業については、平成11年度までに一部を除き認可区域のほとんどで整備が完了しています。筑後川中流右岸流域関連公共下水道事業については、引き続き計画的な整備を推進します。

また、公共下水道の整備区域においては、各家屋における水洗化を促進します。

さらに、中心市街地を中心として、雨水による家屋や道路の浸水を防ぐため、雨水幹線未整備地域において雨水幹線の整備を進めます。

2) 下水処理水の再利用

浄化センターで処理された下水処理水は、都市内における貴重な水資源であり、水環境の保全の観点から、河川やため池に還流し、清流の復活や水辺の創造を図るなど下水処理水の再利用の検討を進めます。

(2) その他の都市施設の整備方針

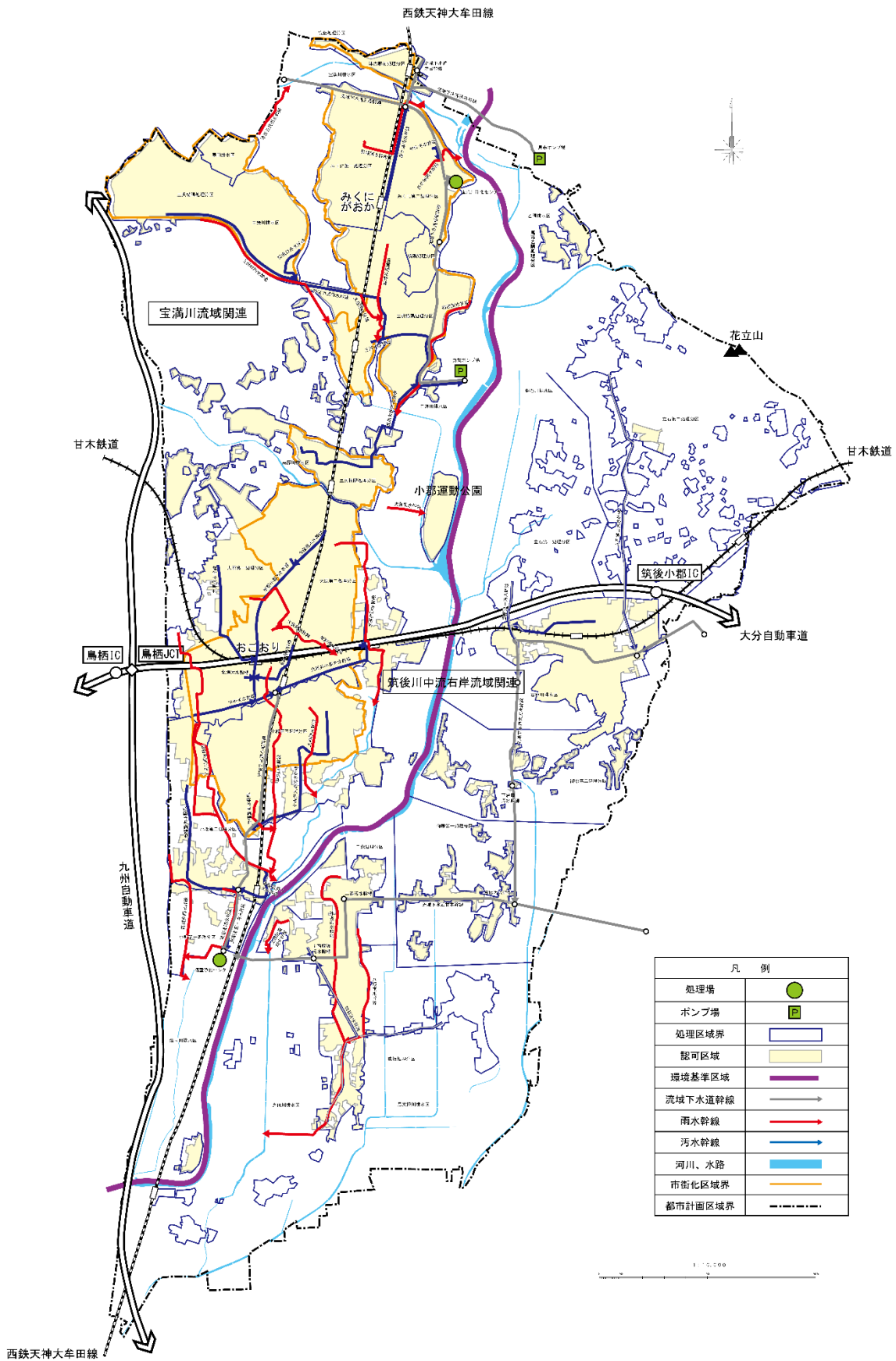
1) ごみ処理場・ごみ焼却場

本市のごみ処理は、筑紫野市原田に位置する筑紫野・小郡・基山清掃施設組合の宝満環境センターで行っています。

また、不燃物や粗大ゴミの資源化を推進するために、新施設内にリサイクルプラザを配置し、有価物の回収を行うなど、今後とも広域行政での効率的な管理・運営を図ります。

2) 汚物処理場

本市のし尿処理は、久留米市北野町今山に位置する両筑衛生施設組合のし尿処理施設で行われています。市内の中継基地は設置後25年以上が経過して老朽化が進んでいます。今後、これらの施設の更新については、公共下水道の整備進捗状況を考慮して、長期的な見通しのもとに検討を進めます。



▲ その他の都市施設の整備方針図

4-6 市街地の整備方針

(1) 中心拠点の整備方針

1) 西鉄小郡駅前周辺地区の整備方針

西鉄小郡駅前周辺地区は、行政や業務、交通結節点などの都市機能が集積する、本市の拠点市街地です。

このうち、駅西地区は、道路・公園等の都市基盤整備が進みつつあります。引き続き、駅周辺としての交通利便性の良さを活かしながら、行政・業務・居住等の様々な都市機能が集積する市街地形成を促し、商業機能としては、通勤・通学の乗降客並び地域の住民の生活に密着した商業地の拡充を図り、多様な世代によるコミュニティ形成と活気のある拠点市街地の形成を図ります。

駅東周辺のその他の地区では、道路等の都市基盤整備が十分でなく、また木造家屋を主体とした旧来からの市街地も残存しています。これらの地区においては、面的整備等を検討するとともに、建築の不燃化や都市基盤整備等を積極的に図り、災害に強く利便性の高い市街地へと誘導していきます。

(2) 拠点の整備方針

1) 大保地区周辺の整備方針

本市市街地のほぼ中央に位置する大保地区周辺は、大規模商業施設の立地により商業機能の拡充を図ります。また、大保駅前周辺の既成市街地は、商業機能を支える都市基盤整備の充実を図る土地利用を推進します。区域区分の見直しに併せて用途地域の見直し及び地区計画制度を活用したコンパクトなまちづくりを図ります。

2) 西鉄三国が丘駅周辺地区の整備方針

西鉄三国が丘駅周辺地区は、近年の宅地開発により形成された新しい市街地の中心拠点であり、本市のサブ拠点市街地として位置付けられます。この地区では、医療福祉・業務機能の集積や、駅前広場の整備などによる交通結節機能の拡充、歴史教育施設の配置などを促進し、地域拠点としての市街地形成を図ります。

3) その他の拠点地区の整備方針

久留米地方拠点都市地域基本計画において、拠点地区と位置付けられている「小郡リバーパーク拠点地区」、「小郡マイタウン拠点地区」に含まれる西鉄端間駅周辺、並びに既存集落周辺地区については、地区計画制度や都市計画法第34条の開発許可制度の適用により、商業機能の強化を図るとともに、良好な住環境の形成、集落活力の向上及び地理的特性を活かした土地利用を図ります。

(3) 周辺市街地の整備方針

1) 周辺市街地の整備方針

拠点市街地周辺に形成された市街地においては、都市基盤整備が十分に進まないまま、過密化により都市機能の低下が進行している地区があります。

これらの地区においては、計画的な都市基盤整備を推進するとともに土地利用の効率化、地区内での用途純化による市街地環境の向上を図ります。

特に、三国地域等のように、駅周辺地区の外周を構成する市街地で、計画的な都市基盤整備が行われ良好な市街地環境を保持している地区においては、用途の混在等による地区環境の悪化を防ぐために、地区計画等の適用による地区環境保全を進めます。

また、市街化区域内では農地や未利用地が残存したままとなっていることから、これらの土地の有効利用を図り、良好な市街地形成を一体的に進めていくために、地区計画等の適用を検討します。

2) 新たな市街地の整備方針

今後、新たに市街化を図る地区については、市街化区域編入ならびに地区計画の活用を図り、一体的、かつ面的な市街地形成を原則とします。

(4) 市街化調整区域の保全・整備方針

市街化調整区域内に形成された大規模既存集落については、周辺環境と調和された低容積、低密度の住宅地として形成されており、なかには街道沿いに形成された宿場町など歴史的な由緒のあるものも含まれています。

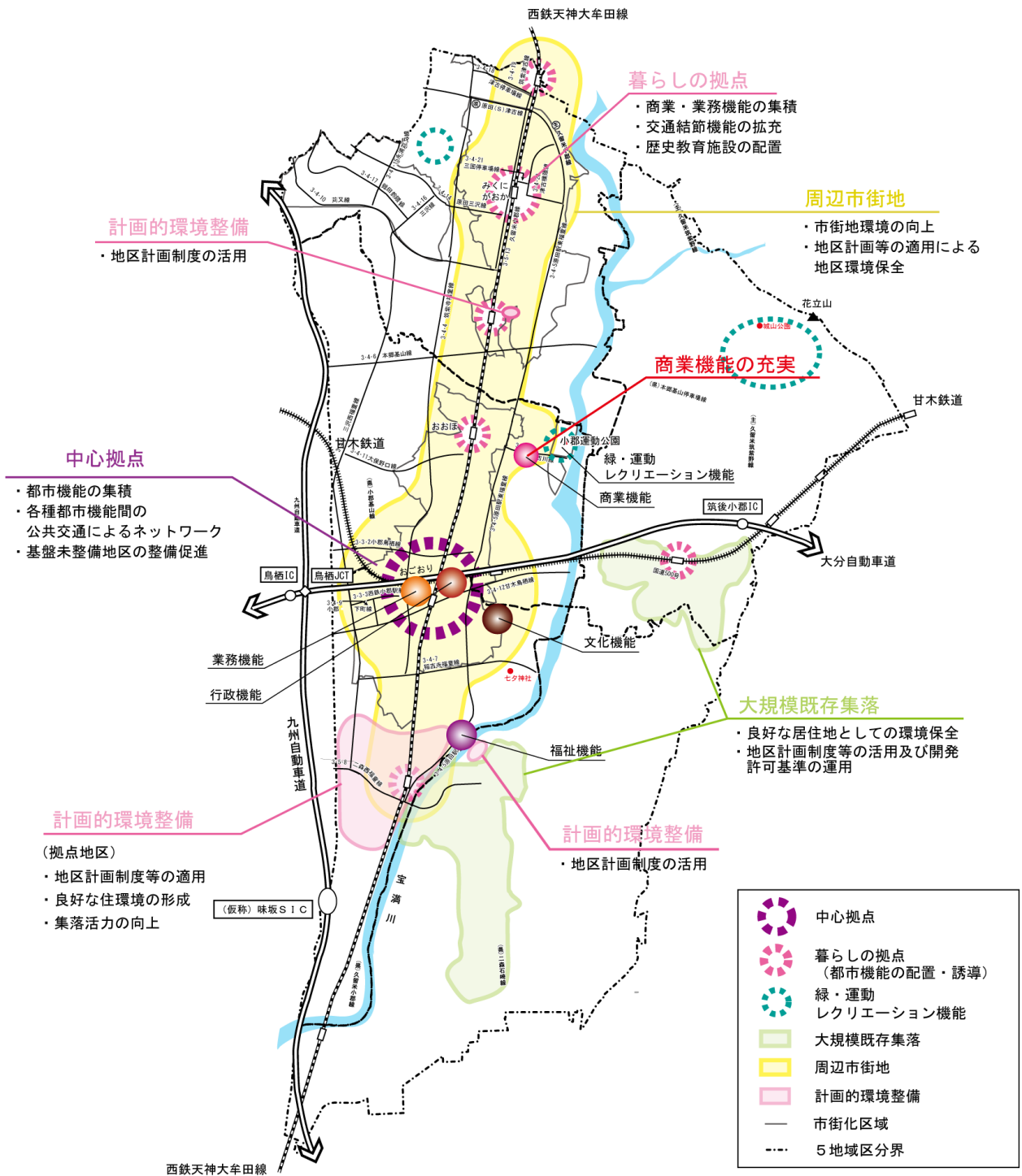
これらの大規模既存集落においては、都市計画制度の活用や都市計画法第34条に基づく福岡県開発許可条例を活用し、良好な環境を有する居住地として今後とも環境保全を図っていきます。

優良な農地を除いた区域では、既存集落維持を行うための新たな住宅開発の誘導などを図ります。本市の集落部のうち、宝満川右岸に位置する集落については、集落活力の状況を見据えつつ、人口密度の状況や市街化区域近接部としての開発圧力を鑑みつつ、将来的には市街化区域への編入や地区計画による土地利用の適正な誘導を目指していきます。

宝満川左岸に位置する集落については、公共施設が集積する地区、大規模既存集落の指定を受けている地区及び、公共交通の結節点である駅などが位置する地区においては、民間活力を活用した一定の開発も想定されることから、地元の合意形成

を図りつつ地区計画制度及び都市計画法第 34 条第 12 号に基づく区域指定による適正な、きめ細かなまちづくりを目指していきます。

現在、都市計画法第 34 条第 12 号区域指定を行っている地区（二森、宝城北、宝城南、上西鰯坂、下西鰯坂、八坂、今隈）については、今後必要に応じた日常生活利便施設の誘導や都市基盤整備の拡充を踏まえつつ、地区計画制度の活用も図っていきます。



▲ 市街地整備方針図

4-7 都市景観・都市環境の整備方針

(1) 都市景観の整備方針

1) 拠点市街地の景観整備方針

● 西鉄小郡駅周辺地区

西鉄小郡駅周辺地区は、駅前周辺商店街を含めたシンボル空間化を今後とも推進していくとともに、緑化推進や地区計画等の適用による建物の形態制限等により、本市の「まちの顔」としてふさわしい街並みを形成します。

また、国道 500 号の南北には、社寺や歴史的建造物（平田家住宅、祇園神社・實相寺、旧小郡村役場等）が遺在しています。このような歴史的、文化的建造物を適切に保全するとともに、周辺においてはこれらと調和のとれた街並みが形成されるよう誘導します。

● その他の拠点地区

西鉄小郡駅を除くその他の西鉄駅周辺地区においては、駅前の空間整備や、駅周辺部の緑化推進等により、地域拠点地区としてなじみやすい街並みを形成します。

また、小郡運動公園周辺においては、緑あふれる宝満川や小郡運動公園と調和した空間を形成します。

2) 周辺市街地の景観整備方針

周辺市街地においては、地域の自然・歴史環境を取り入れながら、住宅地の緑化や、屋外広告物の規制を行うなど、潤いと落ち着きのある市街地景観の形成を図ります。

特に、計画的に開発され、全体として調和した街並みを有する住宅市街地等においては、地区計画や建築協定等の適用により、街並みの保全、生垣等の緑化の推進を図ります。

また、住民主体の花づくり活動など、地域の自主的な活動を促し、親しみのある都市景観形成を誘導します。

3) 歴史的地区の景観整備方針

● 歴史的街並みの整備

松崎街道の宿場としての雰囲気を残す松崎地区等では、筑後川流域景観計画の景観醸成モデル地区としても位置づけられており、小都市景観計画や地区計画、建築協定等の活用により歴史的景観資源の保全を検討していきます。

● 歴史的施設を取り巻く景観の整備

市内に点在する遺跡、祠、神社等の史跡は、本市の都市個性を印象付ける貴重な景観資源として、広く市民に愛されています。

悠久の時間を感じさせるこれらの史跡とその周辺の街並みを、本市の風格を表す景観として引き継いでいくために、史跡内の緑地保全及び周辺部の緑化を進めるとともに、不調和な屋外広告物の規制等により、落ち着いたある史跡景観として整備します。

4) 田園部の景観整備方針

市街化調整区域内に広がる田園、ため池、里山などの農村景観は、本市の長い歴史の中で培われてきた農村文化を現在に伝えるものです。

水田や農業水路、ため池等により構成される田園風景や屋敷林、里山は、自然豊かなふるさとの景観として、各種の土地利用規制や積極的な景観保全措置の適用により保全を図ります。

(2) 都市環境の整備方針

1) 身近な自然環境の整備方針

本市の自然環境は、中央部を南北に流れる宝満川とその流域に広がる水田が本市における緑の基本的骨格を形成しています。

総体的には、市街地を網羅する道路や鉄道により区分された市街地を、水田や宝満川の緑地が取り囲み、更にその外周を環境保全機能を有する緑地が、集落地を取り込んだ形態で包んでいます。

緑の動線としては、市街地を南北に結ぶ都市計画道路沿いに植栽された街路樹が、その役割を担っています。さらに、日常的レクリエーション利用拠点となる公園緑地の整備を図りながら、市街地、農村集落地及び公園緑地を有機的に結ぶ緑道等を配置し、緑の回廊を形成していきます。

2) ユニバーサルデザインに配慮した都市環境整備の方針

道路や駅前広場における歩道やバス停、さらには公園や駐車場、公共施設など多くの市民が利用する施設の整備においては、高齢者や障害者等をはじめすべての人が利用できるように、ユニバーサルデザインの考えに基づいて整備することを基本とします。



▲ 都市景観・都市環境の整備方針図